

富良野市地域防災計画の一部修正について（第2章 災害予防計画）

頁	現 行（平成26年3月修正）	修 正 案	備 考
11	<p>第1節 水害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>■予防対策</p> <p>(略)</p> <p>2. 気象警報等の伝達</p> <p>河川水位が上昇し、旭川地方気象台から流域雨量指数に基づき洪水警報が発表された場合、又は水位が上昇し、避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合は、「注意報及び警報等の伝達」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、<u>安心・安全</u>メール、地域 FM ラジオ、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>3. 4. 5 (略)</p>	<p>第1節 水害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>■予防対策</p> <p>(略)</p> <p>2. 気象警報等の伝達</p> <p>河川水位が上昇し、旭川地方気象台から流域雨量指数に基づき洪水警報が発表された場合、又は水位が上昇し、避難判断水位を超過又は超過するおそれがある場合は、「注意報及び警報等の伝達」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、<u>安全・安心</u>メール、地域 FM ラジオ、<u>市ホームページ</u>、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>3. 4. 5 (略)</p>	<p>字句の修正及びホームページの追記</p>
12		<p>■<u>河川管理者の協力</u></p> <p><u>河川管理者（北海道開発局長又は北海道知事）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。</u></p> <p>1. <u>北海道開発局長の協力事項</u></p> <p>(1) <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報（空知川の水位及び雨量、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像）の提供</u></p> <p>(2) <u>重要水防箇所の合同点検の実施</u></p> <p>(3) <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p>(4) <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材（災害対策用機械含む）の貸与</u></p> <p>(5) <u>洪水、津波等により甚大な災害が発生した場合、又は発生のおそれがある場合に、水防管理団体と河川管理者間の水防活動に関する災害情報の共有を行うための水防管理団体への職員の派遣（リエゾンの派遣）</u></p> <p>2. <u>北海道知事の協力事項</u></p> <p>(1) <u>水防管理団体に対して、河川に関する情報（道管理河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報）の提供</u></p> <p>(2) <u>重要水防箇所の合同点検の実施</u></p>	<p>水防法の改正</p>

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
18	<p>(略)</p> <p>第 5 節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2. 警報の発令及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達 土砂災害警戒情報は「土砂災害警戒情報の伝達系統図」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、<u>安心・安全</u>メール、地域 FM ラジオ、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) <u>水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加</u></p> <p>(4) <u>水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際して、河川管理者の備蓄資機材の貸与</u></p> <p>(略)</p> <p>第 5 節 土砂災害予防計画</p> <p>(略)</p> <p>2. 警報の発令及び伝達</p> <p>(略)</p> <p>(2) 土砂災害の警戒に関する情報等の伝達 土砂災害警戒情報は「土砂災害警戒情報の伝達系統図」に基づき関係機関に通報するとともに、報道機関、<u>安全・安心</u>メール、地域 FM ラジオ、<u>市ホームページ</u>、広報車等で市民に伝達する。</p> <p>(略)</p>	<p>字句の修正及びホームページの追加</p>
21	<p>第 9 節 避難体制整備計画</p> <p>市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難勧告又は指示を行い、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。</p> <p>また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、<u>収容避難所</u>、<u>一時避難所</u>、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。</p>	<p>第 9 節 避難体制整備計画</p> <p>市は、適切な情報手段を用いて自主避難の呼びかけを行うほか、必要に応じて避難勧告又は指示を行い、市民の迅速かつ円滑な避難を実現する。<u>その際、屋内退避（上階への移動を含む。）の考え方等、避難行動に関する留意点の周知を併せて行う。</u>加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、自主防災組織・福祉関係機関との情報共有及び避難体制の確立に努める。</p> <p>また、避難場所の選定にあたっては、広域避難場所、<u>指定避難所</u>、<u>指定緊急避難場所</u>、福祉避難所と区分するとともに、その場所等について、<u>防災マップ</u>や広報紙等を通じて、市民に周知しておくものとする。</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記</p>
21	<p>■避難体制の整備</p> <p>1. 避難情報等の伝達</p> <p>市民に対する避難情報等の広報は、広報車、<u>安心・安全</u>メール、地域 FM ラジオ等により行う。</p> <p>2. 3 (略)</p>	<p>■避難体制の整備</p> <p>1. 避難情報等の伝達</p> <p>市民に対する避難情報等の広報は、広報車、<u>安全・安心</u>メール、地域 FM ラジオ、<u>市ホームページ</u>、<u>エリアメール</u>、<u>緊急速報メール</u>等により行う。</p> <p>2. 3 (略)</p>	<p>ホームページ及び緊急速報メールの追記</p>

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
21		<p><u>■避難勧告等の発令判断に関する留意点</u>  <u>市は、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での退避その他の屋内における避難のための安全確保の措置を指示することができる。</u>  <u>また、避難のための立ち退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整える。</u></p>	災害対策基本法の改正に伴う追記
21	<p><b>■避難所の整備及び周知の推進</b>          避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>■避難所の整備及び周知の推進</b>          避難所の定義については、おおむね次のとおりとする。なお、避難所の避難対象地区はおおまかな目安であり、災害の状況に応じてより安全な避難所に避難するものとする。<u>また、災害種別によっては、長期にわたり避難生活を余儀なくされる事態が予測されるため、災害用備蓄品等必要な物資の備蓄に努めるとともに、避難所における良好な生活環境の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う追記
22	<p>2. <u>収容避難所</u>  <u>災害に対し、安全な建築物で給食施設を急造できる場所及び比較的容易に搬送給食できる場所を対象としおおむね2㎡あたり1名とし、100名以上受け入れ可能な施設を選定する。</u></p> <p>3. <u>一時避難所</u>  <u>災害に対し、被災者が一時的に身を守るための場所とし、おおむね2㎡あたり1名とし、50名以上受け入れ可能な施設等を選定する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. <u>指定避難所</u>  <u>被災者が一定期間避難生活を送るために必要となる規模、速やかな被災者の受け入れ及び生活物資の配布、想定する災害の影響、災害救援物資の輸送等を考慮したうえ、学校等の公共施設を選定する。</u></p> <p>3. <u>指定緊急避難場所</u>  <u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から一時的に逃れるため、災害種別ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設等を選定する。</u>  <u>連合会や町内会、自主防災組織は、避難所への組織的な移動を円滑に行うため、あらかじめ、避難場所等の中から、集合場所を定めておくよう努める。その際、洪水など、被害想定区域が広範となる災害種別においては、地区内に指定緊急避難場所が設定できない場合があることから、垂直避難や、指定避難所へ直接避難することも必要となることに留意する。</u></p> <p>(略)</p>	災害対策基本法の改正に伴う追記

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
22	<p>(略)</p> <p>第 10 節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p>	<p><b>■広域避難体制の整備</b></p> <p><u>市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の搬送が円滑に実施されるよう、運送事業者等との協定締結に努める。また、市は、市における指揮系統が失われ、事務の全部または大部分が実施不能となった場合に備え、国及び関係機関との間で内閣総理大臣による広域一時滞在の協議の代行が実施できるよう、必要な準備を整えておくものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第 10 節 要配慮者対策計画</p> <p>(略)</p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記</p>
22	<p><b>■避難行動要支援者への対策</b></p> <p>1. 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、災害対策基本法第 49 条の 10 から同条の 13 及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しながら、避難支援等を実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携し、災害時に迅速な対応がとれるように備える。</p>	<p><b>■避難行動要支援者への対策</b></p> <p>1. 避難行動要支援者名簿の作成</p> <p>市は、要配慮者のうち、災害が発生し、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援が必要なもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、災害対策基本法第 49 条の 10 から同条の 13 及び国が作成した避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針に基づき、避難行動要支援者名簿を作成し、個人情報の保護に留意しながら、避難支援等を実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）と連携し、災害時に迅速な対応がとれるように備える。</p> <p><u>また、避難行動要支援者名簿の作成・更新方法や活用方法、名簿情報提供にあたっての情報漏えい防止措置などの必要な事項については、「富良野市避難行動要支援者の避難行動支援全体計画」に定めるものとする。</u></p> <p>(1) <u>避難行動要支援者名簿作成の対象者</u>  <u>名簿作成の対象者は在宅の次の者とする。</u></p> <p><u>ア 介護保険法における要介護 1 以上を受けているもの</u>  <u>イ 身体障害者手帳 1 級または 2 級を受けているもの</u>  <u>ウ 精神障害者保健福祉手帳 1 級を受けているもの</u>  <u>エ 療育手帳 A を受けているもの</u>  <u>オ 前各号に掲げるもののほか、支援を要すると市長が認めるもの</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者名簿の記載事項</u></p> <p><u>ア 氏名</u>  <u>イ 生年月日（年齢）</u></p>	<p>災害対策基本法の改正に伴う追記</p>

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
		<p><u>ウ 性別</u></p> <p><u>エ 住所又は居所</u></p> <p><u>オ 電話番号その他の連絡先</u></p> <p><u>カ 避難支援を必要とする理由</u></p> <p><u>(3) 避難支援等関係者</u>  <u>避難支援等関係者となるものは、以下に掲げる団体及び個人とする。</u></p> <p><u>ア 富良野消防本部</u></p> <p><u>イ 北海道警察</u></p> <p><u>ウ 富良野市民生委員児童委員協議会</u></p> <p><u>エ 富良野市社会福祉協議会</u></p> <p><u>オ 連合会・町内会</u></p> <p><u>カ 自主防災組織</u></p> <p><u>(4) 避難行動要支援者名簿に掲載する個人情報の入手</u>  <u>市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、市の各部局、北海道知事及びその他のものに対して情報を集約するものとする。</u></p> <p><u>(5) 避難行動要支援者名簿の更新</u>  <u>市は、名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状況に保つよう努める。</u></p> <p><u>(6) 避難行動要支援者名簿の提供</u>  <u>市は、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られている場合は、名簿情報を提供するものとする。ただし、災害時等において生命又は身体を保護するため、特に必要があると認められるときは、名簿情報の拒否を申し出たものの名簿についても、避難支援に必要な範囲内で避難支援等関係者に提供するものとする。</u>  <u>また、市は、平常時における名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。</u></p> <p><u>ア 避難行動要支援者のうち、連合会・町内会、自主防災組織への名簿提供については、地域に根差した活動及び民主的な運営がなされており、個別避難プランの作成や避難支援活動を実施できるかなどを考慮するとともに、避難支援等関係者になるという総会などの議決を得ることを提供条件とする。</u></p> <p><u>イ 市は、避難支援等関係者に対し本制度の趣旨を周知するとともに、災害対策基本法に基づき、守秘義務が課せられていることを説明するものとする。</u></p> <p><u>ウ 名簿情報は、避難支援に必要な範囲内で提供するものとする。</u></p>	

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
	(略)	<p><u>カ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。</u></p> <p><u>(7) 円滑な避難のための立ち退きを行うことができるための通知または警告</u>  <u>市は、災害発生時等において、要配慮者が円滑かつ安全に避難を行うことができるよう、避難情報を適切に発令するとともに、多様な手段を用いて情報伝達を行うこととする。</u></p> <p><u>(8) 避難支援の方法</u>  <u>避難支援者は、市が避難情報を発令したときは、あらかじめ定めた個別避難プランに基づき、避難行動要支援者の避難を支援する。ただし、避難支援者は、避難支援の実施にあたり、本人またはその家族などの生命および身体の安全確保を優先する。</u></p> <p><u>(9) 避難所等における支援体制</u></p> <p><u>ア 避難所における支援体制</u>  <u>市は、避難した要配慮者が避難所において特別な配慮が必要となることを考慮し、プライバシー保護に対応できるスペースの確保等、多様なニーズを踏まえた避難所における生活環境の確保に努めることとする。</u></p> <p><u>イ 福祉避難所の開設</u>  <u>市は、避難した要配慮者が心身の状況等からより専門性の高い対応が必要である場合は、福祉避難所を開設し、移送する。</u></p> <p><u>ウ 福祉避難所の運営</u>  <u>要配慮者の日常支援上の支援、相談等を行うとともに、生活状況を把握し、関係機関と連携し、要配慮者が必要とする福祉サービスを受けられるように努める。また、当該施設が福祉避難所として機能するため、必要な資機材を整備するよう努める。</u></p> <p>(略)</p>	

頁	現 行 (平成 26 年 3 月修正)	修 正 案	備 考
25	第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画  (略)	第 11 節 自主防災組織の育成等に関する計画  (略)「 <b>■自主防災組織の編成</b> 」の後に追記  <b>■地区防災計画の策定等</b> 市内の一定の地区内の市民及び当該地区に事業所を有する事業所（以下、地区居住者等という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難行動要支援者の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。 市は、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるとともに、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとする。また、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定める。	災害対策基本法の改正に伴う追記
28	第 15 節 相互応援体制整備計画  (略)  (略)	第 15 節 相互応援体制整備計画  (略)「 <b>■相互応援体制の整備</b> 」の後に追記  <b>■国による応援・代行</b> 大規模災害時には、従来の地方公共団体間の応援のみでは十分な対応が出来ない事態が想定されるため、市は、市における災害応急が困難と判断されるときは、国及び関係機関との間で、応援・代行業務が実施できるよう、必要な準備を整えておくものとする。  (略)	災害対策基本法の改正に伴う追記

